

ミツヒロニュース



先日、堀大輔著「できる人は超短眠」を読みました。筆者は毎日の睡眠を45分程度とされ、それ以外の時間を仕事に趣味に勉強の時間にあてられ、有効に活用されています。常識として7時間睡眠が理想とされていますが、人により様々で、45分で充分な眠りを得ることができる人もいるのです。起きている時間を有効に使うことができるところには興味があります。

光廣 昌史



今月のトピックス

- ◇「相続」に関する民法改正
～遺産分割に関する見直し
および遺言制度・遺留分制度～
- ◇税務調査の基礎知識(57)
「カラ出張」を疑われやすい
出張費に注意！
- ◇今月のお勧めセミナー
第3回 家族を幸せにする相続セミナー
相続の争いを防ぐ「遺言のススメ」
- ◇あとがき
「仲間が増えました！」
～新入社員紹介 2～



「相続」に関する民法改正

～遺産分割に関する見直し
および遺言制度・遺留分制度～

先月号は「配偶者の居住の権利」について取り上げました。今月は「遺産分割に関する見直し」と「遺産制度・遺留分制度」について、改正法律案(※次頁)に基づいて解説いたします。



I. 遺産分割に関する見直し

1. 20年連れ添った配偶者なら

被相続人から遺贈や生前贈与による特別受益を受けた相続人があった場合には、相続財産にその特別受益の金額を加えた上で、それぞれの相続分の算定を行います（民法第903条）。これを「持戻し」といいます。

現行法では、被相続人がこの持戻しをしなくても良い旨の意思表示をしていた場合には、この持戻しが免除されます（同条第3項）。これを「持戻し免除の意思表示」といいますが、今回の改正案では、「婚姻期間が20年以上の夫婦間における居住建物等の遺贈又は贈与については、持戻し免除の意思決定があつたものと推定する」との内容が追加されています。

つまり、20年以上連れ添った配偶者に住んでいた家を贈与していた場合、その家は遺産分割の対象に含める必要がなくなるため、配偶者はそれ以外の預金等の財産についても多くの相続できるようになります。配偶者を手厚く保護する施策です。

2. 遺産分割前でも預金を出せる！？

現行法では、遺産分割前の被相続人の預貯金口座は凍結され、払戻すには相続人全員の同意が必要です。これにより、葬儀費用や債務の支払、家族の生活資金等、「差しあたっての資金が引き出せずに困った…」というケースは非常に多いのではないでしょうか。

(次頁へつづく)

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

<http://www.office-m.co.jp/> Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

今回の改正案は、この点においても相続人に配慮しています。遺産分割前であっても相続人が払戻し請求ができる、次の2つの方法が示されました。

①家庭裁判所の保全処分を利用して払戻し

家庭裁判所に対して遺産分割の審判又は調停の申立てを行い、これと併せて仮払の申立てをする方法です。

裁判所が必要と認めた場合には、預貯金の全部又は一部を仮取得することができますが、裁判所への申立てを要するため手続きが煩雑で、費用や時間がかかります。

②家庭裁判所の判断を経ないで払戻し

遺産分割前であっても相続人が単独で払戻し請求ができる方法です。但し、払戻しできるのは次の金額の範囲内に限られます。

払戻額≤相続開始当時の預貯金残高×1/3×その相続人の法定相続分

(上限額は別途規定される予定です)

①と異なり払戻しできる金額に上限がありますが、裁判所での手続きもなく、直接金融機関の窓口で手続きができます。他の相続人の同意なしに相続人一人で手軽に払戻しできますので、正式に法制化された後は、こちらが日常的に利用されるのではないでしょうか。

この他、遺産の「一部分割」や、遺産分割前に遺産が処分された場合の遺産の範囲についても、改正案に盛り込まれています。

II. 遺言制度・遺留分制度

1. 自筆証書遺言にまつわる改正

遺言制度の改正の中で注目すべきは、自筆証書遺言に関する2つの改正案です。



(1) 方式の緩和

○財産目録

現行法	改正案
全て自筆	自筆は要しない

自筆証書遺言に添付する財産目録は、相続時の無用な紛争を防止するための重要な文書ですが、個々の財産が確実に特定できるよう、地番や地積、金融機関や口座番号等を正確に記載しなければなりません。財産を多く所有する遺言者にとっては労を要する作業です。

今回の改正案により、登記事項証明書や預金通帳の写しもしくはパソコンで作成した一覧等を用いて、各ページに署名・押印することで、自筆証書遺言に添付する財産目録として取り扱うことができるようになります。

(2) 保管制度の創設

自筆証書遺言（無封のものに限る）の保管を法務局に申請できるようになります。これを保管制度といい、この制度を利用すると、遺言者は法務局に、遺言書の返還や閲覧を請求できます。また、相続人や遺言執行者は、遺言者の死後、法務局に閲覧を申請できます。家庭裁判所での検認の手続きは不要です。

これにより、遺言書が見つからない、遺産分割後に遺言書が見つかった、等のトラブルも回避できるようになります。

2. 遺留分にまつわる改正

(1) 遺留分の金銭債権化

○遺留分減殺請求

現行法	改正案
現物での返還が原則	金銭支払いの請求が可



遺留分減殺請求に対し、現行法では遺留分権利者に金銭での弁償の選択権はありません。改正案は、遺留分権利者に遺留分侵害額相当の金銭支払いを請求する権利を認めています。

(2) 遺留分の算定方法の見直し

○遺留分額に算入する相続人に対する贈与

現行法	改正案
全ての期間が対象	10年間に限定



現行法では、相続人に対する特別受益に該当する贈与には時間的な制限が設けられておらず、何十年も前に行われたものも、遺留分額の算定の際に算入されます。

改正案は、相続開始前 10 年間の贈与に限り原則算入との制限を設け、それ以前に行われた財産は算入しないこととしています。

他にも「相続人以外の者への貢献を考慮した特別寄与料の請求」等の改正項目があります。詳しくは、法律案でご確認ください。

※改正法律案

以下の法務省サイトでご確認ください。

「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案」

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_0021299999.html



経営者実践セミナー

「株価乱高下を繰り返す、激変必至の2018年！未来はどうなる？」

あなたの 2018 年激変期の防衛準備は万全ですか？

昨年の講演会で大変ご好評を頂きました経済アナリスト

塚澤健二 氏 を今年もお招きする運びとなりました。コンサルティング、講演、執筆活動等々、とても多忙な日々を送る塚澤氏は、マスコミなどの情報に左右されない「自分軸」をしっかりと持って行動できるようになることを目的に、最新の経済情報をグローバルな視点から分析、予測し、新鮮で有益な「真実の情報」を発信されています。この激動の時代に当講演会で「今、ここだけ」の情報を伝えします。経営者の方はもちろんのこと、今後の経済動向が気になる方は、是非ご参加ください。

- 日 時 / 2018 年 7 月 5 日(木)
13:30~17:00 (受付 13:00 開始)
- 会 場 / ANA クラウンプラザホテル広島
3 階カトレア
- 参加費 / 5,000 円



夏の夜、基町の水辺で

映画を観よう！



弊社が協賛している野外上映会が、今年も基町の川岸にて開催されます。

夏の一夜、思い出作りのお手伝いが出来れば、とスタートしたポップラ劇場。今年の上映作品は、広島・呉が舞台のアニメーション映画

「この世界の片隅に」(2016 年作品)です。

開催は 8 月 18 日(土)、開場 16:00~。

片淵須直監督のトークショーや原爆ピアノ＆ヴァイオリンのコンサート。昔遊びのコーナーや軽食(ぶっかけうどん・カレー・ビールなど)の販売もあります。ぜひ、ピクニック気分でお出かけください。

- 定員 300 名(事前申込みが必要です)
- 申込み方法は弊社へお問い合わせください。



イザというとき慌てない 税務調査の基礎知識

シリーズ 57. 「カラ出張」を疑われやすい出張費に注意！

- ◆出張旅費は税務調査において、必ずチェックされる項目の一つです。出張旅費の名目で経費の水増しや裏金作りに利用されることがあるという理由なのですが、出張報告書やタイムカードは、任意で作成可能なため、客観的な資料としては不十分です。
- ◆税務調査で"カラ出張"と判断されれば、支給した出張旅費相当額が社員に対する賞与として源泉徴収の対象となり、仮装・隠ぺいによる重加算税が課される可能性が高くなります。会社ぐるみの裏金作りであれば、確実に重加算税の対象となります。また、出張の名目で取引先とゴルフに行った場合は、宿泊費や交通費等相当額が交際費課税の対象となります。
- ◆適切な額で定められた出張旅費規程に基づいて支給される交通費や宿泊費、日当などの出張旅費は、実費精算でなくとも非課税となるだけに、調査を見越した充分な管理が求められます。無用なトラブルを避けるためには、出張したことを立証するための資料を残しておくことが重要となります。例えば、航空運賃や鉄道料金、ホテルの宿泊費などを実費精算として領収書が残るようにします。実費精算でなくとも、新幹線の乗車券や飛行機の搭乗券のコピーを出張した社員から入手するなどの管理方法が考えられます。また、出張した訪問先を明らかにできる名刺やカタログなどの関連資料を保存しておくことも効果的です。
- ◆従業員の出張旅費について実費精算する場合は、従業員が記入して会社に提出する「精算書」に基づいて支給するのも一方法です。「精算書」には、従業員名、出張内容及び支払金額等を記載し、宿泊費に係る領収書等はその「精算書」の裏に貼付します。その際、その「精算書」と出張旅費の支払額等をまとめて記載した帳簿を併せて保存すれば、実費精算の出張旅費に係る仕入税額控除の適用要件を満たすものとして取り扱われます。

参考文献： ■My komon ■税務・経営情報の「ゼイタックス」

今月のお勧めセミナー



第3回 家族を幸せにする相続セミナー 相続の争いを防ぐ『遺言のススメ』

遺言をしておけば、遺産にからむ争いを少しでも未然に防止することができますし、残された相続人も遺言者の意思にそった納得のいく遺産の分配を円満に実現させることができます。ご本人のみならず、ご家族の皆様も奮ってご参加ください。



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

あなたの経営羅針盤
Office Mitsuhiro

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号

Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

URL <http://www.office-m.co.jp/>

あとがき 初めまして。今年4月に入社いたしました、羽原(はばら)と申します。入社して3ヶ月が経ち、様々な指導を受けながら、少しづつ業務や職場に慣れてきたところです。また、参加した研修や日々の業務等を通じて、社会人としての自分の未熟さを実感しています。梅雨に入りじめじめとした雨や曇りの日が続き、気分も落ち込みがちになる時期ですが、負けずに元気に仕事に臨んでいきたいと思います。これから成長していくよう日々精進していきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。



Buzip+広島
動画による
ニュース解説配信中！